令和８年２月９日
農林水産部長専決

# 八代市林業新規就業者支援事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、林業従事者の不足により適切な管理が行き届いていない森林が多く存在し深刻な問題となっていることを踏まえ、新たな林業従事者を確保し担い手の一層の定着を図り、適切な森林整備を推進することを目的に実施する八代市林業新規就業者支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第２条　八代市林業新規就業者支援事業は、予算の範囲内で八代市林業新規就業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

（定義）

第３条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）林業事業体　市内に主たる事業所を置き、林業技術者を雇用して造林、保育、主伐その他森林における施業を行う者をいう。

（２）新規就業者　令和７年４月１日以後に常用雇用者（雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第４条第１項に規定する被保険者であって、１週間の所定労働時間が３０時間以上であるものをいう。）として新たに林業事業体に就業する者をいう。ただし、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第１項に規定する技能実習生その他これに類する者を除く。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新規就業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）市内に住所を有し、同一の林業事業体に継続して５年以上勤務する意思があること。

（２）林業事業体に就業した日において５５歳未満であること。

（３）八代市暴力団排除条例（平成２３年八代市条例第３２号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第３号に規定する暴力団員等でない者又はこれらの者と直接的若しくは間接的な関与がない者であること。

（４）市税の滞納がないこと。

２　前項の規定にかかわらず、補助金と趣旨を同じくする他の補助金等及び定住支援事業にあっては八代市移住・定住促進補助金の交付を受けている者は、補助対象者としない。

（補助対象期間）
第５条　補助金の交付の対象となる期間は、補助対象者が林業事業体に就業した日から３年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、補助対象期間において補助対象者が職を辞したときは、当該職を辞した日を補助対象期間の終期とする。

（補助金の額）
第６条　補助金の額は、毎年度４月１日から当該年度の末日までの期間のうち、補助対象者が林業事業体に就業している期間における次に掲げる額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。
（１）月ごとの就業日数を就業すべき日数で除した割合に１０万円を乗じて得た額の合計額
（２）補助対象者が市内に住宅を取得し転入する場合にあっては、次に掲げる額の合計額（以下「定住支援金」という。）
ア　３０万円（当該住宅が八代市空き家バンク制度実施要綱（平成２８年八代市告示第２９号）第４条に規定する空き家情報に登録された空き家である場合にあっては、３５万円）
イ　中学生以下の世帯員を帯同して転入する場合にあっては、当該中学生以下の世帯員の数に５万円を乗じて得た額と１５万円を比較して少ない方の額
（３）補助対象者が市内の賃貸住宅に居住する場合にあっては、月額家賃の２分の１に相当する額と２万円を比較して少ない方の額を就業期間の月数で乗じた額（以下「住宅支援金」という。）
２　定住支援金及び住宅支援金は補助対象期間において重複して交付を受けることはできないものとし、補助対象期間における定住支援金の交付は１回限りとする。

（交付申請）
第７条　八代市林業関係事業補助金等交付要綱（平成１７年八代市告示第３２号）第３条第１項に規定する添付書類は、次に掲げるとおりとする。
（１）雇用契約書の写し
（２）林業事業体における雇用証明書
（３）写真付き本人確認書類の写し
（４）住民票の写し（定住支援金に係る交付申請を行う者にあっては、世帯全員の住民票の写し）及び市税に滞納がないことを証する書類
（５）誓約書
（６）住宅の取得に係る契約書の写し（定住支援金に係る交付申請を行う者に限る。）
（７）居住する住宅に係る賃貸契約書の写し（住宅支援金に係る交付申請を行う者に限る。）

（８）本人名義の振込先口座番号が確認できる通帳の写し

（実績報告）

第８条　八代市林業関係事業補助金等交付要綱第１３条の補助事業等実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

（１）林業事業体における就業状況が分かる書類

（２）その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第９条　市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。ただし、林業事業体の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合はこの限りでない。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）補助金の受領開始から５年以内に職を辞したとき。

（３）その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

附　則

この要領は、農林水産部長専決の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。